

調達要求番号：G26-S26-2000354896-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	5820-380-25729	仕様書番号	SKS-G-00014
名 称	防犯設備修繕・保守／沖縄海洋観測所	防衛大臣承認年月日	—
		作 成 年 月 日	令和8年4月22日
		改 正 年 月 日	—
		海上自衛隊沖縄海洋観測所	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊に装備する防犯設備修繕・保守について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（防衛省訓令第115号。平成18年12月28日）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

b) 関連文書

1) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年法律第58号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

海上自衛隊補給実施要領について（補本企情第89号。8. 5. 11）別冊

2) 技術図書

当該機器取扱説明書（以下、取扱説明書という。）

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、調達要領指定書により指定する。

2.2 作業報告書作成

実施した作業内容を記載した作業報告書（様式適宜）を作成し、監督官に提出する。

2.3 期間及び時間

期間及び時間は、調達要領指定書により指定する。

2.4 履行場所

履行場所は、調達要領指定書により指定する。

2.5 役務の内容

役務の内容は、調達要領指定書により指定する。

2.6 総合運転確認

すべての作業完了後に、総合作動確認を実施し、各部異常のないことを確認する。

2.7 変動作業

役務履行中において部品交換等の所要が発生した場合、速やかに不具合対策表（様式適宜）を作成し監督官へ提出する。また、その後の処置については官側と協議する。

2.8 撤去品（発生材）の処理

この役務により生じた撤去品は、撤去品（発生材）調書を作成し、監督官の確認を得た後、官側に引き渡すほか、生じた廃棄物（発生材）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、契約の相手方が処理する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8.3.27）別紙及び別冊によるほか、この仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

検査官は、海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8.3.27）別紙及び別冊によるほか、現場確認及び書類審査を行う。

4 下請負

4.1 下請負承認申請書

この役務の一部を下請業者に委託する場合は、下請負承認申請書を作成し、監督官の確認を得た後、契約担当者の承認を得る。

4.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請等に対してコンプライアンスの意識の徹底及び遵守を図る。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	提出時期	提出先	部数	備考
1	工程表	契約締結後速やかに	監督官	1	様式適宜
2	不具合箇所対策表	必要の都度速やかに		2	様式適宜
3	下請負承認申請書	必要の都度速やかに		3	別紙様式第24 ^{a)}
4	撤去品（発生材）調書	必要の都度速やかに	検査官	3	別紙様式第32 ^{a)}

表 1－提出書類（続き）

5	作業報告書	作業終了後速やかに	監督官	1	様式適宜
6	終了届	役務終了後速やかに	検査官	3	別紙様式第 29 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第 143 号。8. 3. 27）別紙及び別冊					

5.2 秘密保全

契約の相手方は、この役務の履行にあたっては、次の事項を遵守すること。

- a) 海上自衛隊施設内に立入る手続きについては、官側と調整する。
- b) 契約の相手方は、この役務全般において守秘義務を負い、この役務で知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報を第三者に漏洩、又は利用してはならない。（防衛省の許可なく部外への利用もしくは公表等を行ってはならない。）
- c) 役務の実施にあたり、官側の許可なく、パソコン及び可搬記憶媒体を海上自衛隊の施設内に持ち込むことを禁止する。
- d) 契約の相手方は、官側が示した資料等を役務場所以外に持ち出ししてはならない。
- e) 海上自衛隊施設内での写真撮影を禁止する。役務上必要な場合は、官側の許可を得て行うこと。

5.3 賠償責任

契約の相手方は、故意又は過失による契約の相手方の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他、官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、補修若しくはその損害を賠償しなければならない。

なお、設備等を滅失又は毀損した場合は、現場を保全した上で速やかに監督官に報告し、応急処置を除き、官側に無断で補修等を行わない。

5.4 事故等の責任

役務作業中、作業従事者等の故意又は過失等により発生した事故は、すべての責任を契約の相手方が負う。

5.5 費用負担

この役務を履行する上で必要となる器材及びその他消耗品等は、すべて契約の相手方の手配とする。

5.6 留意事項

留意事項は次による。

- a) 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火用具等を設けるなど火災防止処置を講じること。
- b) 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。
- c) 契約の相手方は、作業従事者が日本国籍を有し、日本国憲法およびその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくはしてないことを誓約し、若しくは保証できる者を配置する。
- d) 契約の相手方は、作業中安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行うこと。

5.7 疑義事項

この仕様書において、疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000354896-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年4月22日
	作 成 部 課	沖縄海洋観測所
	作 成 年 月 日	令和8年4月22日
品 名	防犯設備修繕・保守／沖縄海洋観測所	
仕 様 書 番 号	SKS-G-00014	

指定事項：本調達には次による。

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1による。

表1－対象品目及び数量等

物品番号、品目	メーカー	型 式	単位	数量
GL 5820-380-25729 監視カメラ装置	オーテック電子（株）	SCS-0T-01F	SE	1

2.2 期間及び時間

契約締結日から令和8年12月18日（金）の間の官側の定める土日祝を除く平日とし、時間は0800～1130・1300～1630とする。

2.3 履行場所

沖縄海洋観測所（付図1及び付図2参照）

2.4 役務の内容

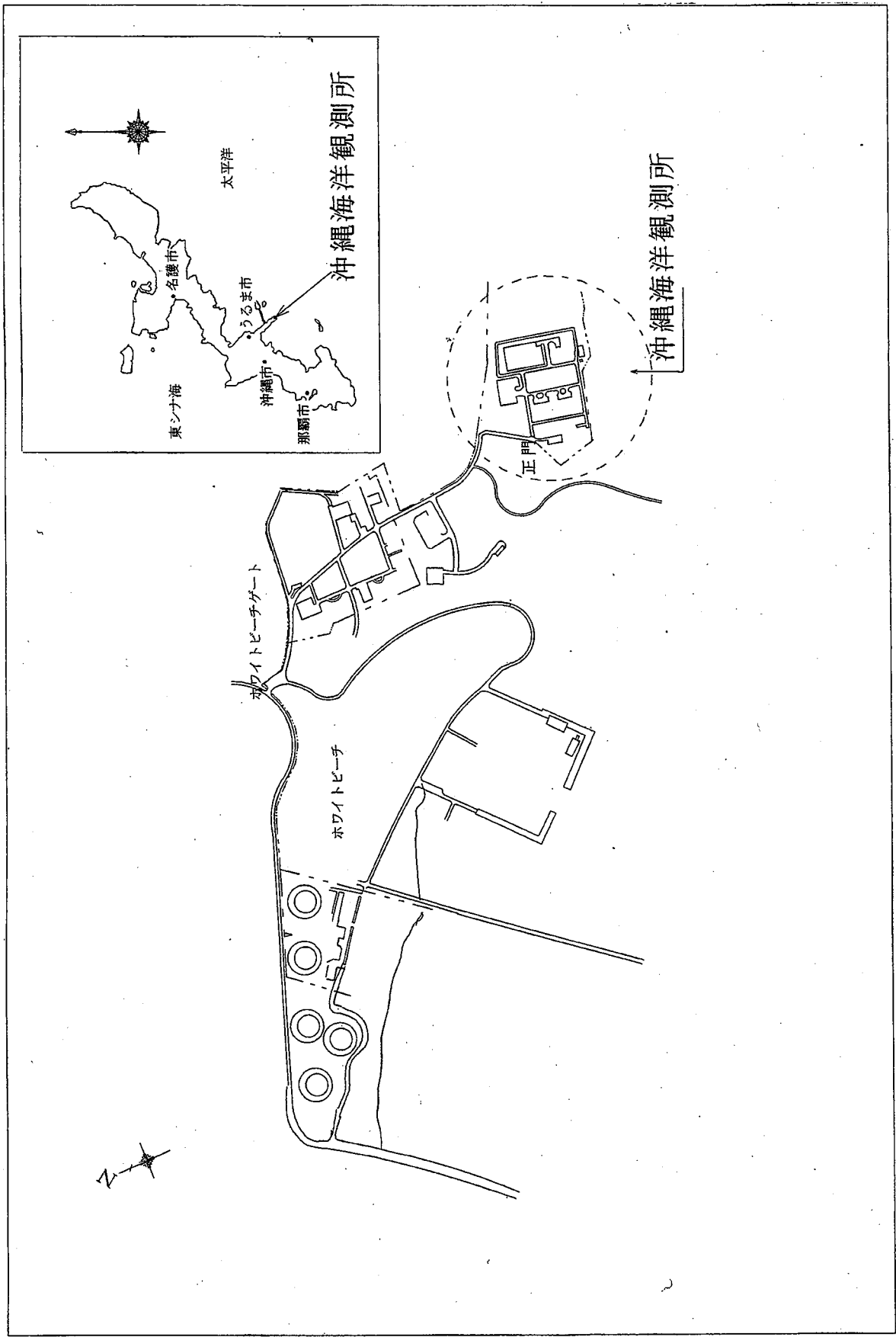
役務の内容は表2とし、交換部品は表3に示す交換部品を取扱説明書に基づき交換する。

表 2 - 役務内容

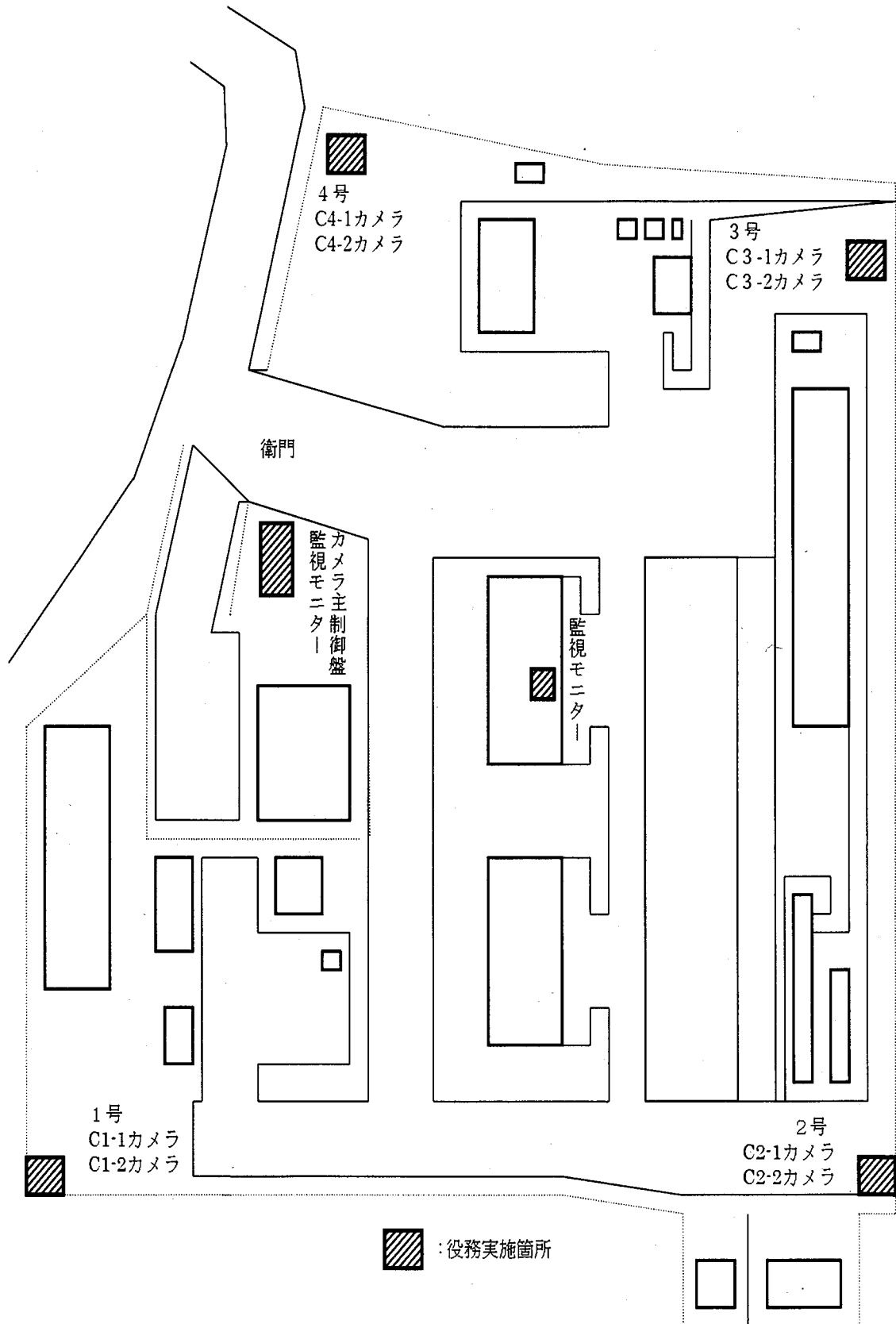
番号	品 名	形 式	数量	単位	作業項目
1	監視カメラ装置	SCS-OT-01F	1	SE	簡易メンテナンス 外観点検, 清掃 システムチェック PC動作チェック UPSフィルター交換 配線コード差し込み部の清掃 及び劣化等の点検 テンションセンサー 劣化等の点検, 整備 断線センサー 劣化等の点検, 整備 侵入検知センサー操作 確認試験 ウォッシャー装置 劣化等の点検, 整備
2	高速旋回型監視カメラ (赤外線投光器 2 灯含む)	PTC-108 (IR-LD-108)	2	EA	外観点検, 作動確認清掃 ワイパーブレード交換
3	高速旋回型監視カメラ (赤外線投光器 1 灯含む)	PTC-113-HDIP-IR-OT	6	EA	外観点検, 作動確認清掃 ワイパーブレード交換

表 3 - 交換部品

番号	品 名	形式等	数 量	単 位
1	UPS フィルター	フィルター	9	EA
2	PTC - 108 用ワイパーブレード ASSY	ゴム, ブレード	2	EA
3	PTC - 113 用ワイパーブレード ASSY	ゴム, ブレード	6	EA



付図 1—観行場所等



付図2-1 履行場所等